

平成 18 年 7 月
農林水産省消費・安全局

BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化について

1 輸入飼料に係る交差汚染の防止

(1) 輸入業者に対する届出義務の対象に飼料の原材料を追加

平成 17 年 6 月 30 日に改正省令公布（周知期間 2 ヶ月＋経過措置 1 ヶ月）。

381 業者から届出。

(2) 輸入飼料の検査・分析の実施

届出により、輸入配混合飼料の原料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認するとともに、17 年度に加工された飼料 ~~32~~ 35 点について、(独)肥飼料検査所で検査・分析を実施したところ、異常は認められなかった。(飼料輸入件数：17, 162) なお、飼料の輸入状況は表のとおり。

2 販売業者における規制の徹底

(1) 届出義務の対象となる販売業者に小売業者を追加

平成 17 年 6 月 30 日に改正省令公布（周知期間 2 ヶ月＋経過措置 1 ヶ月）。

3, 016 業者から届出。

(2) 小売業者を含む販売業者に対する飼料の混入防止のための監視・指導の徹底

都道府県に対して販売業者等における飼料の混入防止のための監視・指導の徹底を依頼（平成 17 年 10 月 31 日付け通知）。

都道府県は、販売業者に対する検査を 17 年度に 331 件実施し、不適合 19 件（飼料又は飼料添加物の販売業者数：13, 562）。なお、不適合の内容は、帳簿の不備 14 件及び保管等における交差汚染防止の不備 5 件。

3 牛飼育農家における規制の徹底

(1) 都道府県による指導・監視項目の明確化

都道府県に対して牛飼育農家における指導・監視項目を明確化し、都道府県により検査・指導を実施（平成 17 年 10 月 31 日付け通知）。

都道府県は、牛飼養農家に対する検査・指導を 17 年度に 1, 585 件実施し、不適合 25 件（牛飼養農家数：113, 400）。

(2) 地方農政局等の農家に対する巡回指導の機会を利用した周知徹底の強化

地方農政局に対して牛飼養農家における BSE 規制の遵守状況を含む飼料の使用実態の調査を指示（平成 17 年 11 月 22 日通知）。

地方農政局は、牛飼養農家における飼料の使用実態調査を 17 年度に 1, 001 件実施し、規制されている動物性飼料の給与事例は認められなかった。（牛飼養農家数：113, 400）

平成１７年度飼料等輸入状況調査結果

飼料及び飼料添加物の輸入業者の届出をしている４４３業者を対象に、平成１７年度の輸入状況について調査を行った。

表．調査結果の内訳

内 訳	数量／トン	輸入件数／件	検査件数※ ^１
単体飼料	２，６０７，３５３	１５，７６８	１５ <u>１</u> ７（０．１ ％※ ^２ ）
配混合飼料	２６，３１１	１，３９４	１ <u>１</u> ８（ １． <u>１</u> ． ３％※ ^２ ）
小計	２，６３３，６６４	１７，１６２	３ <u>２</u> ３ ５（０．２ ％※ ^２ ）
全体	１９，６７５，０９１	４３，４４０	

※１ 肥飼料検査所による検査件数

※２ 輸入件数に対する割合

○ 輸入飼料検査対象

飼料の種類	採取点数
混合飼料 米国産 カナダ産 英国産 デンマーク産 中国産 台湾産 韓国産	(17 18) 7 8点 1点 1点 1点 2点 2点 3点
単体飼料 米国産大豆油かす 米国産乾燥酵母細胞壁 米国産脂肪酸 カナダ産海藻粉末 フランス産ポテトプロテイン ノルウェー産海藻粉末 オーストラリア産綿実 中国産ビールかす 中国産ビール酵母 中国産酒かす 中国産アップルペレット オランダ産大豆たん白	(15 17) 3 4点 1点 1点 1点 1点 2 1点 2点 1 2点 1点 1点 1点 1点
合 計	32 35点

注：輸入魚粉は動物検疫所が検疫を行っている。